

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年6月24日（令和3年（行情）諮問第262号）

答申日：令和4年11月2日（令和4年度（行情）答申第298号）

事件名：令和元年度に実施された陸上自衛隊東部方面警務隊に対する司法警察職務の定期監査に関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる32文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月29日付け防官文第1185号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 原処分は、全32点の行政文書に関し、部分開示を決定したものであるが、

原処分を取り消す。

「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）を除いて開示せよ。

との裁決を求める。

イ 処分庁の主張する不開示理由の該当条文について

原処分については、行政文書開示決定通知書（令和3年1月29日付け、防官文第1185号）の別紙2において、不開示とした部分及びその理由が示されているところ、不開示とした部分の情報は、

個人に関する情報（法5条1号）

自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報（法5条3号）

警務隊の司法警察職務に関する情報（法5条4号）

監査の手法、着重点及び結果に関する情報（法5条6号イ）

の4種類に収斂される（上記括弧内は、その該当条文である。）。

よって、原処分を検討に当たっては、上記4種類の不開示情報が各条文に該当するか否かが問題となるので、以下検討する。

(ア) 個人に関する情報の法5条1号該当性について

被疑者をはじめとする刑事事件の関係者の個人名のほか、警務隊を構成する隊員・事務官の個人名は、法5条1号本文前段に規定する「氏名」に該当するので不開示であろう。本件文書記載の「氏名」には、法5条1号ただし書きで規定される例外的開示事由にも該当しない。したがって、原処分は適法であると思料される。

(イ) 自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報の法5条3号該当性について

a 原処分で言及されている法5条3号は、国家の安全を害するおそれのある情報については不開示とする規定である。

確かに、一般論としては、自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報は、国家の安全に関する情報であり、これを公にすることにより法5条3号で規定する「国の安全を害するおそれ」に該当し不開示とされる情報もあろう。

b しかしながら、以下に述べるように、本件開示請求に関する文書は、司法警察活動に従事する警務隊が作成又は取得したものであるので、法5条3号ではなく法5条4号に該当し、原処分は法令の適用を誤っているので、その理由を以下述べる。

c まず、確かに、法5条3号の「行政機関の長が認めることにつき、相当の理由がある情報」との規定から、行政機関の長の判断を尊重するものと解される。

しかしながら、法5条3号の趣旨は、同号で規定される情報については、開示・不開示の判断には高度の政策的判断が伴い、また、国防、外交上の専門的、技術的判断を要するという特殊性が認められるため、行政機関の長の判断を尊重するものと解される。そうすると、同号該当性の判断に当たっては、かかる高度の政策的判断または特殊性の有無が検討されなければならない。

d この点、警務隊は自衛隊法96条に基づき、刑事法の執行につき職責を負う組織にすぎず、国防や外交に直結する組織ではなく、その活動の地理的範囲も、通常の司法警察員のそれと同様である。すなわち、警務隊は、法5条3号が規定する高度の政策的判断や特殊性が認められる組織ではない。さらに付言すると、本件対象文書は、司法警察業務に関する文書であるので、その意味でも、法5条3号が不開示とする前記趣旨に合致しないのは明らかであ

る。

したがって、本件対象文書には、かかる「国防、外交上の専門的、技術的判断を要するという特殊性」は存在しない。

本件対象文書の不開示部分については、法5条3号該当性は存在しない。

- (ウ) 警務隊の司法警察職務に関する情報の法5条4号該当性について
- a 原処分で言及されている法5条4号は、いわゆる公共秩序維持情報に関する規定である。同規定は、司法警察職務を念頭においた規定であるとされている。
  - b 以下に述べるように、原処分で不開示とする法5条4号該当性については裁量を逸脱し違法であるので、その理由を以下述べる。
  - c 法5条4号該当性の判断に当たっては、「行政機関の長が認めることにつき、相当の理由がある情報」との規定文言から、行政機関の長の判断を尊重するものと解される。原処分の場合、確かに、一般論としては、警務隊の司法警察職務に関する情報は、公共秩序維持情報に該当し不開示とされる情報に該当するものもあり、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」との弊害も認められることであろう。
  - d しかしながら、そもそも警務隊の職務は、原則的には部内の犯罪捜査に従事するものであるため、捜査の対象となる人的・地理的・犯罪的範囲は相当限定されているので、かかる弊害が生じるおそれも相当限定されていると指摘せざるを得ない。
  - e この点、処分庁の「犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど」との弊害は、一般人が、警務隊の捜査対象となる犯罪となる事項に、容易に働きかけができることが前提であろうが、およそ想定し難いのではないか。一般人がかかる働きかけをする障壁は大きい。

法5条4号該当性については、裁量を逸脱し違法である。

- (エ) 監査の手法、着重点及び結果に関する情報の法5条6号イ該当性について

- a 原処分で言及されている法5条6号は、いわゆる事務・事業情報に関する規定である。
- b しかしながら、不開示とする法5条6号イ該当性は存在しないので、その理由を以下述べる。
- c そもそも、法5条1号・2号におかれている公益上の義務的開示規定が法5条6号におかれていないのは、「適正」要件の判断に際しては、公益上の開示の必要性も考慮されるからであり、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的な

ものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるからである。要するに、法5条6号は、行政機関に広範な裁量を与える趣旨ではなく、立法趣旨を具現化した法1条の制約を受ける。

- d この点、警務隊は特別司法警察であり司法警察業務に従事する組織であるが、通常の警察と異なり、民主的運営と政治的中立性を確保するための国家公安委員会や都道府県公安委員会などが存在しない。公安委員会のようなものがない司法警察組織は、外部視点からの健全な批判は必要不可欠であり、かつ、かかる健全な批判は法の許容するところである。
- e かかる視点から法5条6号該当性を検討するに、そもそも、警務隊の「監査の手法、着重点及び結果に関する情報」は、まさに、公にすることにより法1条が規定する、「国民に説明する責務を全う」するものであるし、その結果、外部からの健全な指摘を受けるとは、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」に、まさに合致する。
- f 対象文書の開示は法の許容するところであるし、開示のもたらす不利益も存在しない。

したがって、法5条6号イ該当性は存在しない。

## (2) 意見書1（別紙は省略する。）

### ア 開示の許容性について

諮問庁の法5条各号解釈の疑義については、既に審査請求書において指摘済みであるので本書では再論しない。

本書では、開示の許容性について特に再論する。

### イ 開示には許容性があること

(ア) 開示の許容性を理解する便宜のため、通常の警察組織と対比しながら記述する。

(イ) 東京都を管轄する警察組織として警視庁があり、その地方公務員の定数等は東京都総務局人事部の所管である。

別紙「等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和2年4月1日現在）」（省略）は、同部が公開している資料であり、警視庁における職務の級、人員（再任用職員や一般任期付き職員も含む。）、職名等没個性的な情報が記載されている。これと同様の内容は、他の道府県警察についても公開されているものである。

要するに、職務の級、人員、職名等没個性的な情報は、公開することが前提の情報であり、公開する許容性が無条件に認められる性質があると言える。

(ウ) 翻って、陸上自衛隊警務隊は特別司法警察であり司法警察業務に

従事する組織である。通常の警察組織と規模の大小はあれども、その組織、編成、現員に関する没個性的な情報は、別紙程度は公開しても支障はなく、むしろ、公開することこそが、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること（法1条）」が想定している許容性そのものであると言える。

(エ) 諮問庁の理由説明書は、法の許容性を検討しない単なる不開示の必要性に過ぎず理由がない。

(3) 意見書2（別紙は省略する。）

ア 補充書の1（下記第3の2（1））について

(ア) 諮問庁は、事件数及び処理状況が具体的に記載された書面である旨主張するので、同書面には、各警務隊の罪名別認知件数・検挙件数や身柄措置別及び送致別に関する事項等が記載されていると推測される。

この点、東京都を管轄する警視庁においては、そのウェブサイトの「警視庁の統計（令和3年）」との項目において、警察署ごとに検挙状況等を比較的詳細に公表していることは参考になろう（資料1（省略）はその抜粋である。）。

(イ) 比喩的表現であるが、同業他社において公開している統計的情報を、諮問庁においては、「犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」（法5条4号該当性）との解釈は無理がある。

(ウ) すなわち、統計的情報を不開示とした原処分は違法である。

イ 補充書の2，3及び5（下記第3の2（2），（3）及び（5））について

(ア) 本項は、いずれも監査の着意点に関する事項である

(イ) 監査とは、言うまでもなく監査機関・受検機関が存在し、共通するチェック項目によって監査しなければ、経年的比較（前回監査から改善されたか否か。）や同一年における受検機関同士の比較（推奨事項や改善点の質的量的の比較。）のほか、監査機関の監査能力の比較ができない。

そのため、官公署においては、例外なく、恣意的監査に陥らぬようその監査項目を類型化して、これを例規あるいは事務連絡として組織の末端に至るまで周知している。

監査項目とは、特定の組織の特定の業務に特化した、類型的・没個性的な情報であるので法5条各号で定める除外事由に該当しない。

すなわち、「監査の着意点」を開示したからといって、「今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがある」との弊害は想定し難い。

法5条6号イ該当性は存在せず、これを根拠とする原処分は違法である。

(ウ) 「監査の対象になった詳細な部署名や対象者名」については、審査請求書(令和3年4月28日付け)の2を参照願いたい。

ウ 補充書の4(下記第3の2(4))について

(ア) 本項は、警務隊の組織や人員等に関する事項である。

(イ) 警務隊の組織や人員等に関する事項について、意見書(令和3年8月16日付け)の2において言及したとおりであるが更に補足する。

(ウ) 警務隊は特別司法警察として司法警察業務に従事する組織であるところ(自衛隊法96条1項各号)、その捜査権は警察と競合する。

(エ) 捜査権が競合する以上は、種々において警察と比較検討されるのは当然であり、比喩的表現であるが、同業他社において公開している組織や人員等に関する情報を、諮問庁においては、「自衛隊の態勢、運用能力等が推察され(引用略)ひいては我が国の安全を害する恐れがある」(法5条3号該当性)との解釈は無理がある。

すなわち、組織や人員等に関する情報を不開示とした原処分は違法である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 経緯

本件開示請求は、「ウ 陸上自衛隊東部方面警務隊に対し、平成31年度(令和元年度)に実施された、司法警察職務に関する定期監査(監査対象期間:平成28年10月1日から令和元年7月31日)に関する文書(警務隊の組織及び運例に関する訓令(昭和34年12月16日付け陸上自衛隊訓令第61号)第9章に基づき実施された監査に関する文書)」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「東部方面警務隊に対する司法警察職務の定期監査について(通達)(陸幕警第23号。令和元年8月23日)」(以下「先行開示文書」という。)及び本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和2年12月2日付け防官文第18999号により、先行開示文書について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和3年1月29日付け防官文第1185号により、本件対象文書について、法5条1号、3号、4号及び6号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

##### (2) 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、4号及び6号イに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「本件対象文書の不開示部分については、法5条3号該当性は存在せず、同条4号該当性は裁量を逸脱し違法であり、同条6号イ該当性は存在しない。」として、原処分を取り消し、「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）を除いて開示するよう求めているが、上記2のとおり、本件対象文書の一部については、法5条1号、3号、4号及び6号イに該当すると判断したため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 文書3の4枚目「監査対象事件」欄及び5枚目の不開示部分については、法5条6号イに該当することを理由に不開示としたが、特定の期間内に各警務隊が取り扱った事件数及び処理状況が具体的に記載されており、当該情報は警務隊の司法警察職務及び能力に関する情報であることから、これを公にすることで犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、同条4号の不開示事由を追加する。

(2) 文書4並びに文書5の2枚目(3)ウ(イ)、3枚目及び4枚目の不開示部分については、法5条1号及び4号に該当することを理由に不開示としたが、当該情報は監査の着意点に関する情報であることから、これを公にすることで、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるため、同条6号イの不開示事由を追加する。

(3) 文書6の4枚目の不開示部分については、法5条4号に該当することを理由に不開示としたが、当該情報は監査の着意点に関する情報であることから、これを公にすることで、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるため、同条6号イの不開示事由を追加する。

(4) 文書7の2枚目の1(1)の不開示部分については、法5条4号に該当することを理由に不開示としたが、当該情報は自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるため、法5条3号の不開示事由を追加する。

(5) 文書 2 3 ないし文書 3 2 の不開示部分（文書 2 5 の 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部並びに文書 2 6 の 3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部を除く。）については、法 5 条 3 号に該当することを理由に不開示としたが、当該各部分には監査の対象となった詳細な部署名及び対象者名が記載されており、当該情報は監査の対象や監査の手法に関する情報であることから、これを公にすることで、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるため、同条 6 号イの不開示事由を追加する。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 3 年 6 月 2 4 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 7 月 8 日 審議
- ④ 同年 8 月 2 0 日 審査請求人から意見書 1 を收受
- ⑤ 令和 4 年 8 月 4 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 9 月 1 3 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年 1 0 月 1 7 日 審査請求人から意見書 2 を收受
- ⑧ 同月 2 7 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の 1 に掲げる 3 2 文書である。

審査請求人は、氏名等「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する部分（法 5 条 1 号該当を理由に不開示とされた部分）を除く不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法 5 条 1 号、3 号、4 号及び 6 号イに該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 別表 2 の番号 1 に掲げる部分について

ア 当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

特定期間に各警務隊が扱った事件数、事件の概要及び特定期間中の各警務隊の司法警察職務の遂行内容を公にすると、各地区単位の警務隊の事件処理能力、練度・現員数・部内の秩序維持の状況等が推察され、自衛隊を対象とした犯罪を企図する者等により、自衛隊施設等への侵入・破壊又は自衛隊内部における暴動の教唆・せん動等

に利用されるおそれがある。また、犯罪者によって、警務隊による捜査を免れようとするのに利用されるおそれがある。したがって、当該不開示部分を公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼすおそれがある。

イ 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分には、特定期間中の事件処理状況、特定期間中の事件の概要及び特定期間中の各警務隊の司法警察職務の遂行内容が詳細に記載されていると認められる。

これを検討するに、これらを公にすると、各地区単位の警務隊の事件処理能力、練度・現員数・部内の秩序維持の状況等が推察され、自衛隊を対象とした犯罪を企図する者等によってこれを悪用され、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼすおそれがあるとの上記諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条3号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## (2) 別表2の番号2、3及び4に掲げる部分について

### ア 別表2の番号2に掲げる部分

当該不開示部分には、東部方面警務隊の編制に係る情報が記載されていることが認められる。

しかしながら、当該不開示部分は、原処分で既に開示されている部分等から容易に推測できる記述であって、これを公にしても、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないし、犯罪を誘発し又は犯罪の発生を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。したがって、当該不開示部分は、法5条3号及び4号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

### イ 別表の2の番号3及び4に掲げる部分

当該不開示部分には、東部方面警務隊の組織、編成、現員及び運用に関する詳細な情報が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、東部方面警務隊における各部隊等への派遣先、派遣人数やその規模等といった派遣態勢等が明らかになり、その派遣態勢等から陸上自衛隊の警備・監視

態勢が推察され、同警務隊を含む陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表2の番号5に掲げる不開示部分(上記(1)及び(2)に掲げる部分を除く)について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分には、監査対象事件の概要、監査の手法、監査の具体的な着重点及び監査における調査内容等が詳細かつ具体的に記載されていると認められる。

このため、当該不開示部分を公にすると、防衛省における司法警察職務に対する監査において、監査の対象となる事件の選定方法、監査における調査の重点項目や手法等を了知あるいは察知することが可能であることから、監査時及び監査に向けた事前調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある旨の諮問庁の説明を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号、4号及び6号イに該当するとして不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、諮問庁が同条3号、4号及び6号イに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条3号、4号及び6号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条3号及び4号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

## 別紙

### 1 (本件対象文書)

- 文書1 平成31年度司法警察職務の監査計画について(申請)(陸幕警第16号。平成31年3月14日)(原議)
- 文書2 平成31年度司法警察職務の監査計画について(申請)(陸幕警第16号。平成31年3月14日)
- 文書3 東部方面警務隊に対する定期司法監査(大綱)について(令和元年8月8日)
- 文書4 勉強会資料
- 文書5 東部方面警務隊に対する司法監査について(報告)(令和元年9月18日)
- 文書6 定期監査実施計画(令和元年9月27日)
- 文書7 東部方面警務隊に対する定期司法監査結果について(令和元年10月9日)
- 文書8 東部方面警務隊に対する司法警察職務定期監査の所見について(通知)(陸幕警第38号。令和元年11月1日)(原議)
- 文書9 東部方面警務隊に対する司法警察職務定期監査の所見について(通知)(陸幕警第38号。令和元年11月1日)
- 文書10 令和元年度定期司法監査結果について(報告)(令和2年2月28日)
- 文書11 令和元年度司法警察職務の監査結果について(報告)(陸幕警第10号。令和2年3月10日)(原議)
- 文書12 令和元年度司法警察職務の監査結果について(報告)(陸幕警第10号。令和2年3月10日)
- 文書13 東部方面警務隊に対する司法警察職務の定期監査について(通達)(警務第464号。令和元年8月28日)(原議)
- 文書14 東部方面警務隊に対する司法警察職務の定期監査について(通達)(警務第464号。令和元年8月28日)
- 文書15 司法警察職務の定期監査の受検について(通達)(東方警第383号。令和元年9月5日)(原議)
- 文書16 司法警察職務の定期監査の受検について(通達)(東方警第383号。令和元年9月5日)
- 文書17 司法警察職務の定期監査受検に伴う状況報告書について(報告)(東方警第422号。令和元年9月18日)(原議)
- 文書18 司法警察職務の定期監査受検に伴う状況報告書について(報告)(東方警第422号。令和元年9月18日)
- 文書19 東部方面警務隊の司法警察職務の定期監査受検に伴う状況報告書について(報告)(警務第542号。令和元年9月20日)(原議)

- 文書20 東部方面警務隊の司法警察職務の定期監査受検に伴う状況報告書について（報告）（警務第542号。令和元年9月20日）
- 文書21 司法警察職務の定期監査の受検について（通達）（125警第85号。令和元年9月20日）（原議）
- 文書22 司法警察職務の定期監査の受検について（通達）（125警第85号。令和元年9月20日）
- 文書23 司法警察職務の定期監査の受検について（通達）（126警第129号。令和元年9月30日）（原議）
- 文書24 司法警察職務の定期監査の受検について（通達）（126警第129号。令和元年9月30日）
- 文書25 司法警察職務の定期監査受検に関する第127地区警務隊一般命令（127警般命第61号。令和元年9月18日）（原議）
- 文書26 司法警察職務の定期監査受検に関する第127地区警務隊一般命令（127警般命第61号。令和元年9月18日）
- 文書27 司法警察職務の定期監査受検に関する第127地区警務隊一般命令の一部を変更する第127地区警務隊一般命令（127警般命第65号。令和元年9月30日）（原議）
- 文書28 司法警察職務の定期監査受検に関する第127地区警務隊一般命令の一部を変更する第127地区警務隊一般命令（127警般命第65号。令和元年9月30日）
- 文書29 司法警察職務の定期監査の受検について（通達）（128警第60号。令和元年9月20日）（原議）
- 文書30 司法警察職務の定期監査の受検について（通達）（128警第60号。令和元年9月20日）
- 文書31 捜査業務集合訓練実施に関する第129地区警務隊一般命令（129警般命第33号。令和元年9月19日）（原議）
- 文書32 捜査業務集合訓練実施に関する第129地区警務隊一般命令（129警般命第33号。令和元年9月19日）

## 2（開示すべき部分）

- (1) 文書17の7枚目1(1) 1行目ないし2行目の5文字目の全て
- (2) 文書18の5枚目1(1) 1行目ないし2行目の5文字目の全て
- (3) 文書19の8枚目1(1) 1行目ないし2行目の5文字目の全て
- (4) 文書20の6枚目1(1) 1行目ないし2行目の5文字目の全て

別表 1

1 文書 番号	2 番号	3 不開示とし た部分	4 不開示とした理由
文書 3	1	2枚目の一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、監査の手法、着重点及び結果に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条4号及び6号イに該当するため不開示とした。
	2	4枚目及び5枚目のそれぞれ一部	監査の手法、着重点及び結果に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するため不開示とした。
文書 4	3	3枚目、6枚目、7枚目、16枚目、17枚目、26枚目、27枚目、40枚目、42枚目、45枚目ないし54枚目並びに56枚目ないし68枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、警務隊の司法警察職務に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び4号に該当するため開示とした。
	4	4枚目、5枚目、8枚目ないし15枚目、18枚目ないし25枚目、28枚	

		目ないし39枚目並びに43枚目のそれぞれ全て	
	5	41枚目、44枚目及び55枚目のそれぞれ一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。
文書 5	6	1枚目の一部	監査の手法、着重点及び結果に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するため不開示とした。
	7	2枚目の一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。
	8	3枚目及び4枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、警務隊の司法警察職務に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び4号に該当するため不開示とした。
文書 6	9	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、監査の手

			法，着意点及び結果に関する情報であり，これを公にすることにより，今後の監査に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから，法5条4号及び6号イに該当するため不開示とした。
	10	4枚目の一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり，これを公にすることにより，犯罪を誘発し，又は犯罪の発生を容易にするなど，公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条4号に該当するため不開示とした。
文書 7	11	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり，これを公にすることにより，犯罪を誘発し，又は犯罪の発生を容易にするなど，公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに，監査の手法，着意点及び結果に関する情報であり，これを公にすることにより，今後の監査に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから，法5条4号及び6号イに該当するため不開示とした。
	12	2枚目の一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり，これを公にすることにより，犯罪を誘発し，又は犯罪の発生を容易にするなど，公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条4号に該当するため不開示とした。
文書 8	13	6枚目ないし13枚目のそれぞれ一部	監査の手法，着意点及び結果に関する情報であり，これを公にすることにより，今後の監査に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから，法5条6号イに該当するため不開示とした。
文書 9	14	3枚目ないし10枚目のそれぞれ	監査の手法，着意点及び結果に関する情報であり，これを公にすることにより，

		れ一部	今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するため不開示とした。
文書 10	15	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	監査の手法、着重点及び結果に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するため不開示とした。
文書 11	16	4枚目ないし6枚目のそれぞれ一部	監査の手法、着重点及び結果に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するため不開示とした。
文書 12	17	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	監査の手法、着重点及び結果に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するため不開示とした。
文書 17	18	5枚目、8枚目ないし10枚目、13枚目並びに17枚目ないし28枚目のそれぞれ一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。
	19	6枚目、16枚目及び29枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	20	7枚目、11枚目及び12枚目	自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、

		のそれぞれ一部	より、自衛隊の態勢、運用能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、警務隊の司法警察職務に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び4号に該当するため不開示とした。
	2 1	1 4 枚目の一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、監査の手法、着重点及び結果に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条4号及び6号イに該当するため不開示とした。
	2 2	1 5 枚目及び30枚目ないし32枚目のそれぞれ一部	監査の手法、着重点及び結果に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するため不開示とした。
文書 1 8	2 3	3枚目、6枚目ないし8枚目、11枚目並びに15枚目ないし26枚目のそれぞれ一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。
	2 4	4枚目、14枚目及び27枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支

			障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	25	5枚目、9枚目及び10枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、警務隊の司法警察職務に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び4号に該当するため不開示とした。
	26	12枚目の一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、監査の手法、着重点及び結果に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条4号及び6号イに該当するため不開示とした。
	27	13枚目及び28枚目ないし30枚目のそれぞれ一部	監査の手法、着重点及び結果に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するため不開示とした。
文書 19	28	6枚目、9枚目ないし11枚目、14枚目及び18枚目ないし29枚目のそ	警務隊の司法警察職務に関する情報であり、これを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の発生を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号

	れぞれ一部	に該当するため不開示とした。
29	7枚目, 17枚目及び30枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織, 編成, 現員及び運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢, 運用能力等が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
30	8枚目, 12枚目及び13枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織, 編成, 現員及び運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢, 運用能力等が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに, 警務隊の司法警察職務に関する情報であり, これを公にすることにより, 犯罪を誘発し, 又は犯罪の発生を容易にするなど, 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条3号及び4号に該当するため不開示とした。
31	15枚目の一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり, これを公にすることにより, 犯罪を誘発し, 又は犯罪の発生を容易にするなど, 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに, 監査の手法, 着重点及び結果に関する情報であり, これを公にすることにより, 今後の監査に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから, 法5条4号及び6号イに該当するため不開示とした。
32	16枚目及び31枚目ないし33枚目のそれぞれ一部	監査の手法, 着重点及び結果に関する情報であり, これを公にすることにより, 今後の監査に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから, 法5条6号イに該当するため不開示とした。

文書 20	33	4枚目, 7枚目 ないし9枚目, 12枚目並びに 16枚目ないし 27枚目のそれ ぞれ一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり, これを公にすることにより, 犯罪を誘発し, 又は犯罪の発生を容易にするなど, 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条4号に該当するため不開示とした。
	34	5枚目, 15枚 目及び28枚目 のそれぞれ一部	自衛隊の組織, 編成, 現員及び運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢, 運用能力等が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	35	6枚目, 10枚 目及び11枚目 のそれぞれ一部	自衛隊の組織, 編成, 現員及び運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢, 運用能力等が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに, 警務隊の司法警察職務に関する情報であり, これを公にすることにより, 犯罪を誘発し, 又は犯罪の発生を容易にするなど, 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条3号及び4号に該当するため不開示とした。
	36	13枚目の一部	警務隊の司法警察職務に関する情報であり, これを公にすることにより, 犯罪を誘発し, 又は犯罪の発生を容易にするなど, 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに, 監査の手法, 着重点及び結果に関する情報であり, これを公にすることにより, 今後の監査に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから, 法5条4号及び6号イに該当するため不開示とした。
	37	14枚目及び2	監査の手法, 着重点及び結果に関する情

		9枚目ないし31枚目それぞれ一部	報であり、これを公にすることにより、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するため不開示とした。
文書 23	38	1枚目、3枚目、7枚目及び8枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 24	39	1枚目、5枚目及び6枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 25	40	1枚目、3枚目、4枚目及び8枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	41	5枚目及び7枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、監査の手法、着重点及び結果に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の監査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条3号及び

			6号イに該当するため不開示とした。
文書 26	42	1枚目, 2枚目 及び6枚目のそ れぞれ一部	自衛隊の組織, 編成, 現員及び運用に関 する情報であり, これを公にすること により, 自衛隊の態勢, 運用能力等が推察 され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支 障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害 するおそれがあることから, 法5条3号 に該当するため不開示とした。
	43	3枚目及び5枚 目のそれぞれ一 部	自衛隊の組織, 編成, 現員及び運用に関 する情報であり, これを公にすること により, 自衛隊の態勢, 運用能力等が推察 され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支 障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害 するおそれがあるとともに, 監査の手 法, 着意点及び結果に関する情報であ り, これを公にすることにより, 今後の 監査に関し, 正確な事実の把握を困難に するおそれ又は不当な行為を容易にする おそれがあることから, 法5条3号及び 6号イに該当するため不開示とした。
文書 27	44	1枚目及び3枚 目ないし5枚目 のそれぞれ一部	自衛隊の組織, 編成, 現員及び運用に関 する情報であり, これを公にすること により, 自衛隊の態勢, 運用能力等が推察 され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支 障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害 するおそれがあることから, 法5条3号 に該当するため不開示とした。
文書 28	45	1枚目ないし3 枚目のそれぞれ 一部	自衛隊の組織, 編成, 現員及び運用に関 する情報であり, これを公にすること により, 自衛隊の態勢, 運用能力等が推察 され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支 障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害 するおそれがあることから, 法5条3号 に該当するため不開示とした。
文書 29	46	1枚目及び3枚 目ないし5枚目 それぞれ一部	自衛隊の組織, 編成, 現員及び運用に関 する情報であり, これを公にすること により, 自衛隊の態勢, 運用能力等が推察

			され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 30	47	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 31	48	1枚目及び7枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 32	49	5枚目の一部	自衛隊の組織、編成、現員及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

別表 2

番号	文書番号	原処分において不開示とされた部分
1	文書 3	2 枚目の一部（3（2）の不開示部分）並びに 4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部（4 枚目の「監査対象事件」列及び 5 枚目の不開示部分）
	文書 5	2 枚目の一部（2 枚目の 4（3）イ及びウ（ア）の不開示部分）
	文書 6	4 枚目の一部（3（1）イ の不開示部分）
	文書 7	1 枚目の一部（1（3）の不開示部分）， 2 枚目の一部（1（2）の不開示部分）及び 3 枚目の一部（1（3）の不開示部分）
	文書 1 7	5 枚目， 7 枚目ないし 1 1 枚目， 1 3 枚目， 1 4 枚目及び 1 7 枚目ないし 2 8 枚目のそれぞれ一部（7 枚目の「1 東部方面警務隊の概況」， 1 1 枚目の「3 捜査管理」及び 1 4 枚目の「5 平成 2 8 年度定期司法監査における指摘事項の是正状況」を除く）
	文書 1 8	3 枚目， 5 枚目， 6 枚目ないし 9 枚目， 1 1 枚目， 1 2 枚目及び 1 5 枚目ないし 2 6 枚目のそれぞれ一部（5 枚目の「1 東部方面警務隊の概況」， 9 枚目の「3 捜査管理」及び 1 2 枚目の「5 平成 2 8 年度定期司法監査における指摘事項の是正状況」を除く）
	文書 1 9	6 枚目， 8 枚目ないし 1 5 枚目及び 1 8 枚目ないし 2 9 枚目のそれぞれ一部（8 枚目「1 東部方面警務隊の概況」， 1 2 枚目の「3 捜査管理」及び 1 5 枚目の「5 平成 2 8 年度定期司法監査における指摘事項の是正状況」を除く）
	文書 2 0	4 枚目， 6 枚目ないし 1 0 枚目， 1 3 枚目及び 1 6 枚目ないし 2 7 枚目のそれぞれ一部（6 枚目の「1 東部方面警務隊の概況」， 1 0 枚目の「3 捜査管理」及び 1 3 枚目の「5 平成 2 8 年度定期司法監査における指摘事項の是正状況」を除く）
2	文書 1 7	7 枚目のうち，「1 東部方面警務隊の概況（1）編成」の 1 行目ないし 2 行目 5 文字目
	文書 1 8	5 枚目のうち，「1 東部方面警務隊の概況（1）編成」の 1 行目ないし 2 行目 5 文字目
	文書 1 9	8 枚目のうち，「1 東部方面警務隊の概況（1）編成」の 1 行目ないし 2 行目 5 文字目

	文書 2 0	6 枚目のうち、「1 東部方面警務隊の概況（1）編成」の 1 行目ないし 2 行目 5 文字目
3	文書 1 7	7 枚目の「1 東部方面警務隊の概況（1）編成」のうち上記番号 2 を除く部分
	文書 1 8	5 枚目の「1 東部方面警務隊の概況（1）編成」のうち上記番号 2 を除く部分
	文書 1 9	8 枚目の「1 東部方面警務隊の概況（1）編成」のうち上記番号 2 を除く部分
	文書 2 0	6 枚目の「1 東部方面警務隊の概況（1）編成」のうち上記番号 2 を除く部分
4	文書 1 7	6 枚目， 1 1 枚目及び 1 2 枚目の「3 捜査管理」並びに 1 6 枚目及び 2 9 枚目のそれぞれ一部
	文書 1 8	4 枚目， 9 枚目及び 1 0 枚目の「3 捜査管理」並びに 1 4 枚目及び 2 7 枚目のそれぞれ一部
	文書 1 9	7 枚目， 1 2 枚目及び 1 3 枚目の「3 捜査管理」並びに 1 7 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ一部
	文書 2 0	5 枚目， 1 0 枚目及び 1 1 枚目の「3 捜査管理」並びに 1 5 枚目及び 2 8 枚目のそれぞれ一部
5	文書 3	2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部のうち， 上記番号 1 を除く部分
	文書 4	3 枚目， 6 枚目， 7 枚目， 1 6 枚目， 1 7 枚目， 2 6 枚目， 2 7 枚目， 4 0 枚目， 4 2 枚目， 4 5 枚目ないし 5 4 枚目， 5 6 枚目ないし 6 8 枚目のそれぞれ一部並びに 4 枚目， 5 枚目， 8 枚目ないし 1 5 枚目， 1 8 枚目ないし 2 5 枚目， 2 8 枚目ないし 3 9 枚目， 4 3 枚目のそれぞれ全て
	文書 5	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部のうち， 上記番号 1 を除く部分
	文書 6	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部のうち， 上記番号 1 を除く部分
	文書 7	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部のうち， 上記番号 1 を除く部分
	文書 8	6 枚目ないし 1 3 枚目のそれぞれ一部
	文書 9	3 枚目ないし 1 0 枚目のそれぞれ一部
	文書 1 0	2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部
	文書 1 1	4 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部
	文書 1 2	2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部

文書17	14枚目, 15枚目及び30枚目ないし32枚目のそれぞれ一部のうち, 上記番号1ないし4を除く部分
文書18	12枚目, 13枚目及び28枚目ないし30枚目のそれぞれ一部のうち, 上記番号1ないし4を除く部分
文書19	15枚目, 16枚目及び31枚目ないし33枚目のそれぞれ一部のうち, 上記番号1ないし4を除く部分
文書20	13枚目, 14枚目及び29枚目ないし31枚目のそれぞれ一部のうち, 上記番号1ないし4を除く部分
文書23	1枚目, 3枚目, 7枚目及び8枚目のそれぞれ一部
文書24	1枚目, 5枚目及び6枚目のそれぞれ一部
文書25	1枚目, 3枚目, 4枚目, 5枚目, 7枚目及び8枚目のそれぞれ一部
文書26	1枚目ないし3枚目, 5枚目及び6枚目のそれぞれ一部
文書27	1枚目及び3枚目ないし5枚目のそれぞれ一部
文書28	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部
文書29	1枚目及び3枚目ないし5枚目のそれぞれ一部
文書30	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部
文書31	1枚目及び7枚目のそれぞれ一部
文書32	5枚目の一部